

令和 5 年 度

市町村公営企業会計決算概況

令和 7 年 3 月

群馬県市町村課

本書の見方

- (1) 本書は、総務省が実施した「令和 5 年度地方公営企業決算状況調査」に基づき報告された市町村及び一部事務組合の公営企業会計の概要を収録したものである。
- (2) 「令和 5 年度地方公営企業決算状況調査」は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間において地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）を適用している企業、地方公営企業法を適用していない地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号）第 46 条に掲げる事業及び介護サービス事業について、令和 5 年度の決算及び業務状況等を調査したものである。
- (3) 法適用企業（地方公営企業法の全部又は一部を適用している企業）
 - ア 集計範囲
令和 5 年度中の法適用企業で、上水道事業 20、簡易水道事業 4、病院事業 10、下水道事業 46、観光施設事業 1、介護サービス事業 4 及びその他事業 3 の計 88 事業について集計したものである。
 - イ 施設及び業務状況
施設については、令和 6 年 3 月 31 日現在のものであり、令和 5 年度における実績である。
 - ウ 財務諸表
項目区分は、地方公営企業法施行規則（昭和 27 年総理府令第 73 号）に定める勘定科目に準拠した。
なお、内訳については主たる項目を掲載しているものであり、内訳が合計と一致しない場合がある。
- (4) 法非適用企業（地方公営企業法の規定を適用していない企業）
 - ア 集計範囲
令和 5 年度中の法非適用企業で、簡易水道事業 13、電気事業 7、下水道事業 36、観光施設事業 3、宅地造成事業 4、介護サービス事業 10 の計 73 事業について集計したものである。
 - イ 施設及び業務状況
法適用企業と同様である。
- (5) 経営分析
各比率の算出方法及び計算の際に用いた用語の区分は、別記のとおりである。
- (6) 各項目における数値のうち、表示単位が百万円である場合は、百万円未満を四捨五入したものである。
したがって、その内訳が合計と一致しない場合がある。

参考資料 1 令和 5 年度地方公営企業設置状況

R6.3.31 現在

団 体 名		法 適 用															法 非 適 用															総計	
		上水	簡水	病院	下水道							観光	宅造	介護	他	計	簡水	電気	下水道							観光	宅造	介護	計				
					公共	特公	特環	農集	生排	個排	休泊								その他	公共	特公	特環	農集	生排	個排					休泊	その他		
1	前 橋 市	○			○		○	○									4	○										○			2	6	1
2	高 崎 市	○			○		○										3						○			○					2	5	2
3	桐 生 市	○			○		○										3	○					○								2	5	3
4	伊勢崎市	○		○	○			○	○								5												○		1	6	4
5	太 田 市				○		○	○	○						○		5	○													1	6	5
6	沼 田 市	○	○		○		○	○									5	○													1	6	6
7	館 林 市				○	○		○									3														0	3	7
8	渋 川 市	○			○		○	○	○	○					○		7								○	○					2	9	8
9	藤 岡 市	○		○	○										○		4	○					○						○		3	7	9
10	富 岡 市	○			○			○	○								4														0	4	10
11	安 中 市	○		○	○										○		4														0	4	11
12	みどり市		○		○												2	○					○		○		○				4	6	12
市 計		9	2	3	12	1	6	7	4	1	0	0	0	2	2		49	1	5	0	0	0	3	1	1	2	1	2	2	18	67		
13	榛 東 村	○			○		○	○									4	○													1	5	13
14	吉 岡 町	○			○		○	○									4														0	4	14
15	上 野 村																0	○					○					○			3	3	15
16	神 流 町																0	○					○								2	2	16
17	下仁田町	○															1	○					○								2	3	17
18	南 牧 村																0	○					○								2	2	18
19	甘 楽 町	○															1		○		○	○							○		4	5	19
20	中之条町	○	○		○		○	○	○	○					○		8	○	○										○		3	11	20
21	長野原町		○														1	○				○	○	○							4	5	21
22	嬭 恋 村	○															1	○				○	○	○	○						5	6	22
23	草 津 町	○			○							○					3														0	3	23
24	高 山 村																0	○					○	○				○			4	4	24
25	東吾妻町	○															1	○		○			○	○				○	●		7	8	25
26	片 品 村																0	○				○	○								3	3	26
27	川 場 村																0	○				○						○			3	3	27
28	昭 和 村																0	○					○	○							3	3	28
29	みなかみ町	○															1			○		○	○								3	4	29
30	玉 村 町	○			○		○										3														0	3	30
31	板 倉 町																0		○									○			2	2	31
32	明 和 町																0		○									○			2	2	32
33	千代田町																0		○												1	1	33
34	大 泉 町				○												1														0	1	34
35	邑 楽 町																0		○												1	1	35
町 村 計		10	2	0	6	0	4	3	1	1	0	1	0	0	1		29	12	2	7	0	6	8	9	1	0	0	2	8	55	84	所 在 市町村	
市町村計		19	4	3	18	1	10	10	5	2	0	1	0	2	3		78	13	7	7	0	6	11	10	2	2	1	4	10	73	151		
桐生地域医療企業団				○													1														0		1
多野藤岡医療事務市町村組合				○										●			3														0		3
邑楽館林医療企業団				○													1														0		1
富岡地域医療企業団				○													1														0		1
下仁田南牧医療事務組合				○													1														0		1
吾妻広域町村圏振興整備組合				○													1														0		1
西吾妻福祉病院組合				○													1														0		1
群馬東部水道企業団		○															1														0		1
一部事務組合		1	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	
総 計		20	4	10	18	1	10	10	5	2	0	1	0	4	3		88	13	7	7	0	6	11	10	2	2	1	4	10	73	161		

※表中「●」は2つの事業を設置しているもの。

参考資料 2 用語解説

【公営企業】

地方公共団体が営む企業で、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てるものをいい、法適用企業と法非適用企業とに分類される。

【法適用企業】

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の全部又は財務規定を適用している事業であり、経理事務を企業会計方式で行っているもの。

群馬県内の法適用企業が経営する事業には、上水道、簡易水道、病院、下水道、観光施設、介護老人保健施設、指定訪問看護ステーション、自動車教習所等がある。

【法非適用企業】

地方公営企業法を適用していない事業であり、経理事務を官庁会計方式で行っているもの。

群馬県内の法非適用企業が経営する事業には、簡易水道、電気、下水道、観光施設、宅地造成、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人デイサービスセンター等がある。

【想定企業会計】

従前は公営企業会計として特別会計を設置していたが、公営企業会計を廃止し、一般会計等において清算及び地方債の償還を行っている場合等においては、これに係る一切の収支は一般会計等から分別し、当該事業に係る公営企業会計が設けられているものと想定し、本調査の対象とするものである。

【純損益】

法適用企業において、総収益から総費用を差し引いた額をいう。

なお、純損益の数値がプラスであれば純利益、マイナスであれば純損失と呼び、地方公営企業決算では、それぞれを黒字、赤字と呼んでいる。

【実質収支】

法非適用企業において、歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰越すべき財源を除いたものをいい、実質収支がプラスであれば黒字、マイナスであれば赤字と呼んでいる。

【累積欠損金】

法適用企業において、営業活動によって損失（赤字）が生じた場合に、繰越利益剰余金、利益積立金等によってもなお補填ができなかった各事業年度の損失（赤字）が累積したものをいう。

【収益的収支】

現金収支の有無にかかわらず、当該年度の企業の経営活動に伴って生じる全ての収益及び費用をいい、料金収入や減価償却費・支払利息等が該当する。

【資本的収支】

収益的収支に属さない収支のうち、現金の収支を伴うものをいい、企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良及び建設改良に係る企業債償還金等の支出及びその財源となる収入をいう。

法適用企業 (共通項目)

$$\text{◎総収支比率（％）} = \frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$$

総収益と総費用を比較したもので、100％を超える数値が高いほど経営状態が良好といえる。

$$\text{◎経常収支比率（％）} = \frac{\text{営業収益} + \text{営業外収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用}} \times 100$$

企業の収益性（黒字赤字の判断基準）を示すもので、100％を超える数値が高いほど経営状態が良好といえる。100％以上であれば経常利益、100％未満であれば経常損失である。

$$\text{◎営業収支比率（％）} = \frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費用}} \times 100$$

営業収益と営業費用を比較したもので、100％を超える数値が高いほど経営状態が良好といえる。100％以上であれば営業利益、100％未満であれば営業損失である。

$$\text{◎職員一人当たり営業収益（千円）} = \frac{\text{営業収益}}{\text{損益勘定所属職員数}}$$

損益勘定職員1人当たりの労働力がどの程度の営業収益をあげているかを示す指標である。

$$\text{◎職員給与費対営業収益比率（％）} = \frac{\text{職員給与費（損益勘定所属職員分）}}{\text{営業収益}} \times 100$$

営業収益に対する職員給与費の占める割合である。

$$\text{◎減価償却率（％）} = \frac{\text{減価償却費}}{\text{有形固定資産} + \text{無形固定資産} - \text{土地} - \text{建設仮勘定} + \text{減価償却費}} \times 100$$

減価償却費を固定資産の帳簿価格と比較することによって、固定資産に投下された資本の回収状況をみるための指標である。

$$\text{◎償却資産減価償却進捗率（％）} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産}} \times 100$$

償却資産に対する減価償却累積額の占める割合で、この比率が高いほど減価償却が進捗していることを示す。

$$\text{◎総資本純利益率（％）} = \frac{\text{純利益 又は 純損失}}{\frac{\text{期首総資本} + \text{期末総資本}}{2}} \times 100$$

(注) 総資本=負債+資本

2

総資本に対する純利益（純損失）の占める割合であり、この比率が高いほど経営状態が良好（不良）といえる。

$$\text{◎総資本経常利益率（％）} = \frac{\text{経常利益 又は 経常損失}}{\frac{\text{期首総資本} + \text{期末総資本}}{2}} \times 100$$

(注) 総資本=負債+資本

総資本に対する経常利益（経常損失）の占める割合であり、この比率が高いほど経営状態が良好（不良）といえる。

$$\text{◎総資本営業利益率（％）} = \frac{\text{営業利益 又は 営業損失}}{\frac{\text{期首総資本} + \text{期末総資本}}{2}} \times 100$$

(注) 総資本=負債+資本

総資本に対する営業利益（営業損失）の占める割合であり、この比率が高いほど経営状態が良好（不良）といえる。

$$\text{◎固定資産回転率（回）} = \frac{\text{営業収益-受託工事収益}}{\frac{\text{期首固定資産} + \text{期末固定資産}}{2}}$$

営業収益と設備資産に投下された資本との関係で、設備の利用率をみるためのものであり、比率が大きいほうが良い。この比率が低い場合は過大投資といえる。

$$\text{◎自己資本回転率（回）} = \frac{\text{営業収益-受託工事収益}}{\frac{\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本}}{2}}$$

(注) 自己資本=資本金+剰余金+評価差額等+繰延収益

自己資本の活動能率を示すもので、この比率が高いほど投下自己資本に比べ営業活動が活発なことを示す。

$$\text{◎固定資産構成比率（％）} = \frac{\text{固定資産}}{\text{資産合計（固定資産+流動資産+繰延資産）}} \times 100$$

資産合計に対する固定資産の占める割合で、この比率が高いほど資本が固定化されていることを示す。固定資産への過大な投資は支払能力を低下させる。

$$\text{◎固定負債構成比率（％）} = \frac{\text{固定負債}}{\text{負債・資本合計}} \times 100$$

総資本に対する固定負債の占める割合で、比率が低いほど経営が安定しているといえる。この比率が高いほど他人資本への依存度が高い。

$$\text{◎自己資本構成比率（％）} = \frac{\text{資本金+剰余金+評価差額等+繰延収益}}{\text{負債・資本合計}} \times 100$$

総資本（負債及び資本）に占める資本金等の割合であり、公営企業の多くは施設の建設費の大部分を企業債によって調達していることから、自己資本構成比率は低くなる傾向にある。

$$\text{◎固定比率（％）} = \frac{\text{固定資産}}{\text{資本金+剰余金+評価差額等+繰延収益}} \times 100$$

自己資本がどの程度固定資産に投下されているかを見る指標であり、100％以下であれば固定資産への投資が自己資本の枠内におさまっていることになる。100％を超えていれば借入金で設備投資を行っていることになり、借入金の償還、利息の負担などの問題が生じる。

ただし、公営企業においては、建設投資のための財源として企業債に依存する割合が高いため、必然的にこの比率が高くなる傾向がある。

$$\text{◎固定資産対長期資本比率（％）} = \frac{\text{固定資産}}{\text{資本金+剰余金+評価差額等+固定負債+繰延収益}} \times 100$$

固定資産の調達が自己資本と固定負債の範囲内で行われているかどうかを示すもので、100％以下が望ましい。100％を超える場合は固定資産の一部が一時金等短期資金で賄われていることを示し、不良債務の発生を意味する。

$$\text{◎流動比率（％）} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

当該指標は、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示し、100％以上であることが必要である。一般的に100％を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要がある。

$$\text{◎当座比率（酸性試験比率）（％）} = \frac{\text{現金預金+（未収金-貸倒引当金）}}{\text{流動負債}} \times 100$$

短期債務に対して、企業の直接的な支払い能力が十分であることを測定するもの。流動負債に対する現金預金及び未収金の合計の占める割合で、この比率が高いほど資金の流動性が高い。

$$\text{◎現金比率（％）} = \frac{\text{現金預金}}{\text{流動負債}} \times 100$$

短期債務に対して、企業の即時的・直接的な支払い能力が十分であることを測定するもの。流動負債に対する現金預金の占める割合で、この比率が高いほど資金の流動性が高い。

（水道事業）

$$\text{◎一日平均配水量（m}^3\text{）} = \frac{\text{年間総配水量}}{\text{年間日数}}$$

$$\text{◎負荷率（％）} = \frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日最大配水量}} \times 100$$

$$\text{◎施設利用率（\%）} = \frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$$

$$\text{◎最大稼働率（\%）} = \frac{\text{一日最大配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$$

$$\text{◎固定資産使用効率（m}^3\text{/千円）} = \frac{\text{年間総配水量}}{\text{有形固定資産}}$$

$$\text{◎職員一人当たり給水人口（人）} = \frac{\text{現在給水人口}}{\text{損益勘定所属職員数}}$$

$$\text{◎職員一人当たり給水量（千m}^3\text{）} = \frac{\text{年間総配水量}}{\text{損益勘定所属職員数}}$$

$$\text{◎職員一人当たり有収水量（千m}^3\text{）} = \frac{\text{年間総有収水量}}{\text{損益勘定所属職員数}}$$

$$\text{◎有収率（\%）} = \frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$$

$$\text{◎給水単価（円/m}^3\text{）} = \frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量}}$$

$$\text{◎給水原価（円/m}^3\text{）} = \frac{\text{經常費用-受託工事費-附帯事業費-材料及び不用品売却原価}}{\text{年間総有収水量}}$$

（病院事業）

$$\text{◎一日平均入院患者数（人）} = \frac{\text{年延入院患者数}}{\text{入院診療日数}}$$

$$\text{◎一日平均外来患者数（人）} = \frac{\text{年延外来患者数}}{\text{外来診療日数}}$$

$$\text{◎許可病床利用率（\%）} = \frac{\text{年延入院患者数}}{\text{年延病床数}} \times 100$$

$$\text{◎平均在院日数（日）} = \frac{\text{年延入院患者数}}{\frac{\text{期中新規入院患者数} + \text{期中退院患者数}}{2}}$$

$$\text{◎平均外来一人当たり通院日数（日）} = \frac{\text{年延外来患者数}}{\text{期中新規外来患者数}}$$

$$\text{◎職員一人一日当たり患者数（人）} = \frac{\text{年延入院患者数} + \text{年延外来患者数}}{\text{年延医師数} + \text{年延看護部門職員数}}$$

$$\text{◎許可病床100床当たり職員数（人）} = \frac{\text{年度末（各種）職員数}}{\text{年度末許可病床数}} \times 100$$

$$\text{◎医療材料費対医業収益比率（％）} = \frac{\text{医療材料費}}{\text{医業収益}} \times 100$$

$$\text{◎医業収支比率（％）} = \frac{\text{医業収益}}{\text{医業費用}} \times 100$$

$$\text{◎患者一人一日当たり医業収益（円）} = \frac{\text{入院収益+外来収益}}{\text{年延入院患者数+年延外来患者数}}$$

$$\text{◎患者一人一日当たり薬品費（円）} = \frac{\text{投薬費+注射費}}{\text{年延入院患者数+年延外来患者数}}$$

$$\text{◎患者一人一日当たり給食材料費（円）} = \frac{\text{給食材料費}}{\text{年延入院患者数}}$$

（下水道事業）

$$\text{◎有収率（％）} = \frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間汚水処理水量}} \times 100$$

$$\text{◎使用料単価（円/ｍ³）} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{年間有収水量}}$$

$$\text{◎汚水処理原価（円/ｍ³）} = \frac{\text{汚水処理費}}{\text{年間有収水量}}$$

（注）汚水処理費＝汚水に係る維持管理費＋資本費

$$\text{◎経費回収率（％）} = \frac{\text{使用料単価}}{\text{汚水処理原価}} \times 100$$

$$\text{◎受益者負担金実質負担率（％）} = \frac{\text{受益者負担金当年度実収入額}}{\text{当年度総事業費（建設改良費）+国庫補助金等特定財源}} \times 100$$

法非適用企業 （共通項目）

$$\text{◎形式収支} = \text{収支再差引} - \text{積立金} + \text{前年度からの繰越金} - \text{前年度繰上充用金}$$

$$\text{◎実質収支} = \text{形式収支} - \text{翌年度に繰越すべき財源}$$

$$\text{◎総収支比率（％）} = \frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$$

$$\text{◎営業収支比率（％）} = \frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費用}} \times 100$$

$$\text{◎職員一人当たり営業収益（千円）} = \frac{\text{営業収益}}{\text{損益勘定所属職員数}}$$

$$\text{◎職員給与費対営業収益比率（％）} = \frac{\text{職員給与費（損益勘定所属職員分）}}{\text{営業収益}} \times 100$$

(簡易水道事業)

$$\text{◎有収率（\%）} = \frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$$

$$\text{◎給水単価（円/}\text{m}^3\text{）} = \frac{\text{料金収入}}{\text{年間総有収水量}}$$

$$\text{◎給水原価（円/}\text{m}^3\text{）} = \frac{\text{総費用}-\text{受託工事費}+\text{地方債償還金}}{\text{年間総有収水量}}$$

(下水道事業)

$$\text{◎使用料単価（円/}\text{m}^3\text{）} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{年間有収水量}}$$

$$\text{◎污水处理原価（円/}\text{m}^3\text{）} = \frac{\text{污水处理費}}{\text{年間有収水量}}$$

(注) 污水处理費＝污水に係る維持管理費＋資本費

$$\text{◎経費回収率（\%）} = \frac{\text{使用料単価}}{\text{污水处理原価}} \times 100$$

$$\text{◎受益者負担金実質負担率（\%）} = \frac{\text{受益者負担金当年度実収入額}}{\text{当年度総事業費（建設改良費）}+\text{国庫補助金等特定財源}} \times 100$$

(観光施設事業(休養宿泊施設))

$$\text{◎利用率（\%）} = \frac{\text{年延宿泊数}}{\text{宿泊定員数}+\text{営業日数}} \times 100$$

目 次

	頁
1. 公営企業の概況	1
(1) 事業数	3
(2) 職員数	4
(3) 決算規模	6
(4) 総収支	7
(5) 料金収入	8
(6) 建設投資額	8
(7) 企業債発行額	9
(8) 企業債現在高	11
(9) 他会計繰入金	11
(10) 累積欠損金	12
2. 法適用企業	13
(1) 収益的収支の状況	15
(2) 資本的収支の状況	15
(3) 事業別決算概況	17
ア 上水道事業	17
イ 簡易水道事業	18
ウ 病院事業	18
エ 下水道事業	19
(公共下水道事業, 特定公共下水道事業, 特定環境保全公共下水道事業, 農業集落排水事業, 特定地域生活排水処理施設事業, 個別排水処理施設事業)	
オ 観光施設事業 (休養宿泊施設以外の施設)	21
カ 介護サービス事業	22
キ その他事業	22
(4) 事業別決算総括表	24
○ 全事業	24
○ 水道事業 (総括)	25
ア 上水道事業	26
イ 簡易水道事業	27
ウ 病院事業	28
○ 下水道事業 (総括)	29
エ 公共下水道事業	30
オ 特定公共下水道事業	31
カ 特定環境保全公共下水道事業	32
キ 農業集落排水事業	33
ク 特定地域生活排水処理施設事業	34
ケ 個別排水処理施設事業	35
コ 観光施設事業 (その他の観光施設)	36
サ 介護サービス事業	37
シ その他事業	38
(5) 事業別決算状況及び経営分析	39
ア 上水道事業	39
イ 簡易水道事業	47
ウ 病院事業	49
エ 公共下水道事業	53

オ	特定公共下水道事業	57
カ	特定環境保全公共下水道事業	59
キ	農業集落排水事業	63
ク	特定地域生活排水処理施設事業	67
ケ	個別排水処理施設事業	69
コ	観光施設事業（その他観光施設）	71
サ	介護サービス事業	73
シ	その他事業	76
3	法非適用企業	79
(1)	収益的収支の状況	81
(2)	資本的収支の状況	81
(3)	実質収支の状況	81
(4)	事業別決算概況	82
ア	簡易水道事業	82
イ	電気事業	83
ウ	下水道事業	83
	＜公共下水道事業＞	84
	＜特定環境保全公共下水道事業＞	84
	＜農業集落排水事業＞	85
	＜特定地域生活排水処理施設事業＞	85
	＜個別排水処理施設事業＞	86
エ	観光施設事業（休養宿泊施設）	86
オ	観光施設事業（その他観光施設）	87
カ	宅地造成事業	88
キ	介護サービス事業	88
(5)	事業別決算総括表	90
○	全事業	90
ア	簡易水道事業	91
イ	電気事業	92
○	下水道事業（総括）	93
ウ	公共下水道事業	94
エ	特定環境保全公共下水道事業	95
オ	農業集落排水事業	96
カ	特定地域生活排水処理施設事業	97
キ	個別排水処理施設事業	98
○	観光施設事業（総括）	99
ク	観光施設事業（休養宿泊施設）	100
ケ	観光施設事業（その他観光施設）	101
コ	宅地造成事業	102
サ	介護サービス事業	103
(6)	事業別決算状況及び経営分析	104
ア	簡易水道事業	104
イ	電気事業	108
ウ	公共下水道事業	110
エ	特定環境保全公共下水道事業	114
オ	農業集落排水事業	118
カ	特定地域生活排水処理施設事業	122

	頁
キ 個別排水処理施設事業	126
ク 観光施設事業（休養宿泊施設）	128
ケ 観光施設事業（その他観光施設）	130
コ 宅地造成事業	132
サ 介護サービス事業	134
4. 団体別地方公営企業の状況	139